

滋賀県行政経営改革委員会規則

平成 25 年滋賀県規則第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成 25 年滋賀県条例第 53 号)第 5 条の規定に基づき、滋賀県行政経営改革委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 3 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、1 年以内で知事が定める期間とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員および議事に関する臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、委員および議事に関する臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部経営企画室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。